令和８年７月 21 日

米 原 市 農 業 委 員 会

令和８年臨時総会

議　　事　　録

令和８年米原市農業委員会臨時総会議事録

１．　開催日時　令和８年７月 21 日（火）13 時 30 分から

２．　開催場所　米原市役所本庁舎３階　３Ｂ

３．出席委員（１７人）

会長		中川　薫
副会長		髙田由利
委員	１番	椋田稔夫
委員	２番	阿原秀生
委員	４番	廣田泰廣
委員	５番	髙橋兵助
委員	６番	大谷　章
委員	７番	長尾宏眞
委員	８番	堀田嘉広
委員	９番	林　清美
委員	１０番	西川一郎
委員	１１番	須戸清次
委員	１２番	山形寛吏
委員	１３番	小谷　毅
委員	１４番	細田哲司
委員	１５番	北澤善久
委員	１７番	高居重裕

４．欠席委員（２人）

委員	３番	堀居良一
委員	１６番	大久保秀雄

５．議事録署名委員

委員	１番	椋田稔夫
委員	２番	阿原秀生

７．議事日程

１　開会

２　招集挨拶

・米原市長

３　職員紹介

・経済環境部長

・農政課職員

・農業委員会事務局職員

４　農業委員の任命

５　臨時議長の選出について

６　会長および会長職務代理者の互選について

７　議席の決定について

８　議事録署名人の選任について

９　議　　事

議案第１号　米原市農地利用最適化推進委員の承認について

議案第２号　米原市農業委員会専門部会の設置要領について

議案第３号　米原市農業委員会委員親睦会会則について

10　説明事項

（１）確認担当区域について

（２）書類審査委員会担当委員について

（３）活動記録について

（４）報酬の支払いについて

（５）配布物について

11　研　　修

（１）農業委員会制度および活動計画等について

（２）農地法第３条について

（３）農地法第４条・第５条について

（４）農業振興地域整備計画について

（５）農用地利用集積等促進計画について

12　質疑応答

13　その他

14　閉　　会（副会長）

８．農業委員会事務局職員（出席者）

事務局長	三條　秀行
次長	田中　崇喜
主任	田中　優登

９．米原市（出席者）

市長	角田　航也
経済環境部長	小寺　真司
農政課課長補佐	関沢　匡司
課長補佐	吉井　香織
主査	山﨑　将太
主事	磯嵜　睦
主事	井上　琴葉
地域連携職員	北川　良治

10．会議の概要

別紙のとおり

午後１時３０分　開会

○事務局長

皆様、本日は大変お忙しい中、第２６期米原市農業委員臨時総会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

本日の司会進行を務めます、事務局長の三條でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

それでは、議事日程に基づきまして、ただいまから臨時総会を開催いたします。

本日の出席委員は１７人であり、定足数である過半数に達しておりますので、米原市農業委員会会議規則第６条の規定により、本会議が成立しておりますことを御報告いたします。

それでは、本日の臨時総会の招集者であります、角田市長より、招集の御挨拶を申し上げます。

（　市長挨拶　）

○事務局長

これ以降の議事進行につきましては、着座にて進めさせていただきますので、御了承願います。

次に日程第３、職員紹介です。

（　職員紹介　）

○事務局長

続きまして、日程第４「農業委員の任命」についてでございます。

初めに、今期の農業委員の皆様を御紹介させていただきます。仮議席番号順にお名前を読み上げますので、恐れ入りますが、その場で御起立をお願いいたします。

阿原秀生様。大久保秀雄様、本日欠席でございます。大谷章様。北澤善久様。小谷毅様。須戸清次様。高居重裕様。髙田由利様。高橋兵助様。長尾宏眞様。中川薫様。西川一郎様。林清美様。廣田泰廣様。細田哲司様。堀田嘉広様。堀居良一様、本日欠席でございます。椋田稔夫様。山形寛吏様。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、農業委員の任命に入ります。

本来であれば、市長よりお１人ずつ任命書をお渡しすべきところでございますが、本日の円滑な進行のため、皆様には後ほど配付をさせていただきますが、代表者の方への交付をもって代えさせていただきます。

それでは農業委員を代表いたしまして、仮議席１番、阿原秀生様、前のほうへお願いいたします。

○角田市長

任命書。阿原秀生様。あなたを米原市農業委員に任命します。

任期は令和８年７月２０日から令和１１年７月１９日までとします。

令和８年７月２０日米原市長角田航也、よろしくお願いいたします。

○事務局長

ありがとうございました。

それでは、日程第５「臨時議長の選出」に入ります。

米原市農業委員会会議規則第４条において「会長は会議の議長となり、議事を整理する」と規定されておりますが、現在は改選直後のため会長が不在でございます。そのため、会長及び会長職務代理者が選出されるまでの間、会議を進行いただく臨時議長を選出いただく必要がございます。臨時議長の選出につきましては、市長にお願いしたく存じます。

○角田市長

ただいま説明がありましたとおり、会長選任までの間の臨時議長を指名させていただきます。

つきましては、地方自治法第１０７条の規定による市議会の例にならい、農業委員の中で最年長の方に臨時議長をお願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

○角田市長

ありがとうございます。

それでは、出席委員の中で最年長でいらっしゃいます、阿原秀生委員を御指名申し上げます。よろしくお願いします。

○阿原委員

ただいま市長より御指名いただきました、阿原でございます。不慣れではございますが、皆様の御協力の下、精いっぱい務めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。以後、座らせてもらいます。

○角田市長

それでは、これからの進行をよろしくお願いいたします。

○事務局長

臨時議長が決定いたしました。

なお、市長におかれましては、この後公務がございますので、ここで退席させていただきます。併せて、経済環境部長様、農政課の担当職員の皆様もここで退席でございます。御了承願います。

（市長ほか退席）

○臨時議長（阿原）

それでは、臨時議長として会議を進めてまいります。

日程第６「会長及び会長職務代理者の互選について」を議題といたします。

なお、当委員会の会長に就任されますと、滋賀県農業会議の定款により、同会議の委員を兼ねていただくこととなります。

また、農業委員会等に関する法律第５条の規定に基づき、「会長は委員が互選した者をもって充てる」こととされております。

初めに、選出の方法について委員の皆様にお諮りいたします。

どのような方式で進めるべきか、御意見はございませんか。

○男性委員

議長一任でいかがですか。

○臨時議長（阿原）

ただいま、議長一任ということで御発言がございましたが、どうでしょうか。

（異議なし）

○臨時議長（阿原）

ただいま「議長一任」の声をいただきましたので、それでは、私から農業委員としての豊富な経験並びに組織運営の継続性を鑑み、「指名推選方式」を提案したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（異議なし）

○臨時議長（阿原）

御異議なしといただきましたので、次に指名推選により決定することといたします。

つきましては、会長としてどなたかふさわしい方の推選をお願いいたします。高橋さん、どうぞ。

○髙橋委員

中川薫さんが適任だと思いますので、推選をさせていただきます。

○臨時議長（阿原）

ありがとうございます。

ただいま、中川委員を推選する旨の発言がございました。ほかに推選はございませんか。

ほかに推選がないようですので、中川委員を会長に選任することに御異議ございませんか。

（異議なし）

○臨時議長（阿原）

異議なしの声をいただきましたので、よって、中川委員が会長に当選されましたことを、皆様の拍手をもって確認させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

（一同拍手）

○臨時議長（阿原）

ありがとうございました。

次に、会長職務代理者である副会長の選任を行います。

どなたかふさわしい方の推選をお願いいたします。山形さん。

○山形委員

前期も活動をしっかりとやっていただきました、髙田委員を推選したいと思います。よろしくお願いいたします。

○臨時議長（阿原）

ありがとうございます。

ただいま、髙田委員を推選する旨の発言がございました。ほかに、推選はございませんか。。

ほかに推選がないようですので、髙田委員を副会長に選任することに御異議ございませんか。

（異議なし）

○臨時議長（阿原）

異議なしの声をいただきました。ありがとうございます。

よって、髙田委員が副会長に当選されました。皆様の拍手をもって、御確認させていただきたいと思います。

（一同拍手）

○臨時議長（阿原）

以上をもちまして、私の任務は終了いたします。円滑な議事運営に御協力いただきまして、誠にありがとうございました。これで議長を退任させていただきます。

○事務局長

阿原委員、臨時議長の大役をお務めいただき、誠にありがとうございました。

ただいま慎重なる選出をいただき、会長に中川薫委員、会長職務代理者である副会長に髙田由利委員が、それぞれ御就任されることとなりました。

早速ではございますが、役員席へ御移動をいただき、就任に当たっての御挨拶をいただきたく存じます。

（　会長・副会長挨拶　）

○事務局長

ありがとうございました。

それでは、これ以降の議事につきましては、米原市農業委員会会議規則第４条に、「会長は、会議の議長となり、議事を整理する」と規定されておりますので、会長に議長をお願いしたいと存じます。

中川会長、これからの議事進行をお願いいたします。

○会長（中川）

それでは、議事に入らせていただきます。

日程第７「議席の決定」に入ります。

議席の決定につきましては、米原市農業委員会会議規則第７条の規定により、「議席はあらかじめくじで定める」こととなっております。

つきましては、これよりくじ引きにより議席を決定させていただきたいと思います。

（くじ引き・議席番号順に並び替え）

○会長（中川）

それでは、ただいま事務局から発表のありました議席に、全員がお着きになられましたので、本日から３年間、この議席を本委員会の議席として決定いたします。円滑な議事運営に向け、皆様方の御協力をよろしくお願いを申し上げます。

それでは、日程第８に入ります。本日の「議事録署名人の選任」を行いたいと思います。

本日の議事録署名委員につきましては、議長において指名をさせていただきます。

指名に当たりましては、慣例により議席順として、議席番号１番の椋田稔夫委員、２番の阿原秀生委員の両名を、本日の議事録署名委員に指名いたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、日程第９「議事」に入りたいと思います。

議案第１号「米原市農地利用最適化推進委員の承認について」を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局長

それでは、議案第１号「米原市農地利用最適化推進委員の承認について」御説明申し上げます。議案第１号を御覧ください。

本案は、「米原市農地利用最適化推進委員の選任に関する規則」第１０条の規定に基づき設置された選考委員会において、厳正に選考された候補者２２人について、本日の農業委員臨時総会におきまして、推進委員としての承認を求めるものでございます。

以上、議案第１号の説明を終わります。よろしく御承認賜りますよう、お願いいたします。

○会長（中川）

ただいま事務局より説明がありましたが、本案につきまして何か御質問等はございませんでしょうか。

（質疑なし）

○会長（中川）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第１号「米原市農地利用最適化推進委員の承認について」、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手あり）

○会長（中川）

挙手多数であります。よって、議案第１号は原案のとおり承認されました。

続きまして、議案第２号「米原市農業委員会専門部会の設置要領」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局長

【米原市農業委員会専門部会の設置要領】（資料１より説明）

○会長（中川）

ただいま事務局より説明がありましたが、本案につきまして何か御質問等はございませんか。

（質疑なし）

○会長（中川）

それぞれ質疑ないようですので、質疑なしと認めます。

それでは、議案第２号「米原市農業委員会専門部会の設置要領」について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手あり）

○会長（中川）

挙手多数であります。

よって、議案第２号は原案のとおり承認されました。

○事務局長

農業委員の皆様には今後、「統轄部会」または「農地部会」のいずれかの専門部会に所属していただくこととなります。

お手元の資料別紙「所属部会希望用紙」を御覧いただき、御希望の部会に丸印を御記入の上、７月２９日（水）開催の合同会議までに事務局へ提出をお願いいたします。その際、右上の氏名欄の記入漏れがないよう御注意をいただきたく存じます。

なお、特定の部会に希望が集中した場合には、事務局にて人数調整をさせていただくことがございますので、あらかじめ御了承願います。

特に新任の委員におかれましては、各部会の詳細についてまだ御不明な点も多いかと存じますが、何とぞよろしくお願い申し上げます。

各部会の正副部会長の選任につきましては、事務局にて部会の割り振りを行った

後に改めて各部会を開催し、そこで決定いただく予定をしております。

○会長（中川）

続きまして、議案第３号「米原市農業委員会委員親睦会会則について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局長

【米原市農業委員会委員親睦会会則】（資料２より説明）

○会長（中川）

ただいま事務局より説明がありましたが、本案につきまして何か御質問等はございませんか。

（質疑なし）

○会長（中川）

御質問等もないようですので、これより採決に入ります。

議案第３号「米原市農業委員会委員親睦会会則について」、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手あり）

○会長（中川）

ありがとうございます。

挙手多数であります。よって、議案第３号は原案のとおり承認されました。

以上をもちまして、議事を終了させていただきます。

次に、日程第１０「説明事項」に移ります。

事務局の説明を求めます。

○事務局

【担当確認区域】（資料３より説明）

【書類審査委員会担当委員】について説明

【活動記録簿】（資料４より説明）

【農業委員報酬の支払い】について説明

【配布物】について説明

【公務中の傷害保険の加入】について説明

なお、緊急時の連絡先把握のため、別紙の報告書に電話番号を御記入の上、本日事務局まで御提出をお願いします。

以上で、事務局からの説明を終わります。

○会長（中川）

ただいま事務局より、一括して説明がありましたが、これらについて何か御質問等はございませんでしょうか。

以前からの会を、引き続き継続されております委員さんにつきましては、ある程度理解をしていただいてるとは思うんですけれども、新たな委員さんにつきましては、一括この説明ではなかなか不十分な点もあり理解に惑わされるところもたくさんあろうかと思います。その点につきましては、随時これから総会等またそれぞれの時間等がございましたら事務局のほうに気軽に訪ねていただくなど、御理解のほどよろしくお願いをいたします。特に何か皆さん方からのこの件について御質問等はございませんでしょうか。

○副会長（髙田）

先ほどの説明の中に、担当地区の推進委員の方にも出席していただくような説明があったと思うんですけども、農業委員がいてても推進委員の方にも、ダブルで来ていただくということですか。

○事務局長

はい。推進委員の方には、担当区域の案件が出てきた場合には、農業委員と一緒に御出席いただくということになります。

○副会長（髙田）

総会に。

○事務局長

はい。推進委員の皆様には現地確認の補足説明をしていただくということになります。

○副会長（髙田）

問題がなくても来ていただくと。

○事務局長

そうですね。

○副会長（髙田）

場合によったら、すごい席、人数になるということですね。

○事務局長

案件が多い場合は、ちょっと人数が多くなります。

○副会長（髙田）

はい。分かりました。ありがとうございます。

○会長（中川）

今の件について、もう一度私のほうからもお尋ねしたいのですけど、今まで推進委員さんが総会等には出席されず、事前に聞き取り等をしてたわけですけれど、実際、推進委員さんに来ていただいて説明するよりも、今、事前書類審査も新たな設置を見たわけですけれど、こことの兼ね合いについてはどのような考え方を持っておられるのか。

○事務局長

書類審査委員会につきましては、農業委員の輪番制で、副会長は委員長であと２人出席をいただきます。今までですと、総会２日前の現地確認では別の農業委員２人と、推進委員１人の３人が来ていただいたんですが、その総会２日前の現地確認を行わずに、書類審査委員会の中でも現地確認を行おうと思っております。案件が少なければその書類審査委員会のときに、そのお２人方で現地確認を事務局と一緒にさせていただこうと考えております。そのため、総会２日前の現地確認を行われた委員さんから報告事項があるかと思っております。それについては、書類審査と併せて現地を確認した結果を報告いただく形を残しておきたいと思ってます。それぞれ案件ごとについては、まず推進委員さんから現地活動を踏まえた上での報告をいただく形に変更したいと思っております。以上です。

○会長（中川）

いつも意見書は、農業委員は当然最終意見書を書かせていただいてるわけなんですけど、この意見書が結果的には推進委員さんが言われることがあったら意見書というのは必要なのか。

○事務局長

あくまでも推進委員さんの立場としては、現場確認、現場活動での報告をいただく形を取っております。もちろん推進委員が言われたから農業委員は発言しなくてもいいのではなく補足説明をさせていただこうと思っております。また書類審査委員会の中でも、地元の農業委員さんの確認書というものがあればスムーズな審査も可能と思っております。

○山形委員

ちょっと例を、例えば私の地域で４条申請があって現地確認をする場合に、それは誰と誰が確認をするのか。

○事務局長

申請があった場合には、それぞれ担当割りをされておりますので、そこがまず現地確認を最初に行っていただきたいと思っております。そのときには、今までどおり農業委員と推進委員の担当地域が分かれておりますので、その方々が一緒にお願いします。

○山形委員

今までどおりなのか。

○事務局長

今までどおりです。そして書類審査委員会というのは別に輪番で２人を選び、その方々が議案の全体を現地確認するということです。

○山形委員

ああ、何か所かあった場合に。

○事務局長

別日で調整していくのも大変かと思いますし、書類審査をした委員が一番現地の状況を把握ができると思っておりますので、効率的な方法かと思っております。

○山形委員

総会のときに、結局報告というのは、現地を回った代表の人が報告をします。担当の農業委員も報告しますの上、補足で今の推進委員さんがまた報告をする。それだけの報告が必要になるのかどうか。

○事務局長

その必要性でいえば、やはり現地を確認された担当の方が必要だと思っております。特に今回改めさせていただこうと思いましたのが、推進委員の役割について、県内各農業委員会でもこういった改正の時期にどうやっていくのかという議論がなされておりました。その中で総会の場での一番の役割というのは、現地を担当する委員としての意見です。法的にも推進委員が総会で意見を述べることが認められておりますので、今まであまり徹底していなかったので、そこに現地の声を取り入れて、より適正な審議にしたいと思っております。

○会長（中川）

今、山形委員がおっしゃってるのは、結果的により複雑な、結果的に同じことを上乗せして話しするだけではないか。

○事務局長

それならばまず推進委員の発言を優先したいと思っております。ただ、農業委員さんの思いが十分伝わっていない場合は補足が可能な状態を取りたいと思っております。

○山形委員

会長、９ページ、黄色い冊子の。委員の担い手への農地の集積・集約化の中の④、総会に出席し、意見陳述は推進委員のみと書いてあります。でもこれ、これからは合わせなければいけません。

○会長（中川）

これはあくまでも農地の集積とかそういう関係であり、今の転用云々ではないのか。どうなんだろう。

○山形委員

いや、これは全部一緒です。

○事務局長

最適化活動という視点でいいますと９ページですが、法令による農業委員会の権限事項で、①番に総会研修会等への出席とあるんですが、これは農業委員を指して

おりまして、最適化活動に当たらないものになります。しかしながら、この今おっしゃった２番の担い手への農地の集積集約化、この④番の部分が、総会に出席し意見陳述、これは推進委員のみと書いております。これが最適化活動に当たるものになります。そのために私どもとしましても、やはり国からの活動日数に応じて交付金もいただけるというものもあります。より推奨する上でも、この推進委員の意見陳述は最適化活動に値するために、これを取り入れてまいりたいと思っております。

○山形委員

今は結局３条に関することになると思う。４条・５条では今の担い手云々というのは関係ないように思うのだけど、この３条の集約のときに推進委員さんの出席をお願いするということになるんですか。

○事務局長

私もこの日を迎えるに当たって、県内のいくつかの総会を見てまいりましたが、やはり推進委員の方が来られております。そして、現地の状況を述べておられます。それは３条・４条・５条問わずで、出席委員として述べられている状況でございました。今までのように、担当区域の案件でもない推進委員一人来ていただくのがよろしいのかと思っておりました。私たちが求めるべきものというのは、やはり農地として適正なのか、それが本当に転用としてふさわしいのかどうか。その視点での転用４条・５条であっても、周辺農地への影響等推進委員の声というのは必要であると考えております。

○会長（中川）

各委員さんもまだ疑念といいますか、委員さんによっては、何かかぶってるような感じもするし、農業委員としての今の山形委員が言われてる３条についての農地の集約云々についてのことは、全体的に考えると納得は。当然推進委員さんの一番の理解されての意見もあるが、４条・５条となってくると、そこまでの介入できる推進委員さんが果たしているかと思う。当然現地確認では推進委員さんと確認に行っておられますので、その辺の状況の中において、意見書等々について記述して会長宛てに意見書出されているように思ってるんですけど。今、僕らも初めて事務局から説明を受けてるわけですけれども、これも一度推進していく中でも、今やるかやらんかというよりも、せっかくだから一旦進めていきたい。

○副会長（髙田）

総会の２日前の、この現地確認は、今までどおりやるんですか。

○事務局長

いや、８月については移行期間でございますので、従来の形で今回はさせていただきますが、今後については、やはり委員さんの負担軽減というものもあります。書類審査委員会で書類を見た方が、一番現地の状況を次どうなるのかというのは描

きやすいと思いますので、その方に確認したいと思っております。ただ案件によっては、書類審査委員会が何件もあって処理し切れない場合は、別日で現地確認ということになりますが、案件の少ない場合はその日に行けるようにしたいなと思っております。

○副会長（髙田）

取りあえず８月は２日前に行くけども、９月からは今の書類審査の部分で行くので、２日前の現地確認は一応はなしという形でいいですね。

○事務局長

そうです。

○副会長（髙田）

もうずっとなしと書いてるのに、８月６日あるって書いてるからどういうことかと思って。

○事務局長

明日も推進委員の臨時総会もありますが、その場でもお願いをしたい。どこまで話せるのかというのが、今日のこの総会の状況からも感じてはいます。その今の転用の部分でいいますと、必要な面積を本当に確保しているのか、農地として残すべきものがあるのではないのかという判断というのもありますし、また周辺農地への影響という視点からも、推進委員の意見というものは必要なものと思っております。そのため私としましては、こういう現場活動を主に担っていただくのが推進委員でございますので、そこをやはりお願いしていきたいと思っております。

○会長（中川）

ちょっと分からない。農業委員の負担の軽減のためにと言われても、負担増しになるのではないか。

○高橋委員

いや、会長はもう言われたことは大体分かりましたんで、今までの頭にずっとイメージがあるが一遍やってみて。

何十年もやっておられたので、なかなか、すぐには無理やけど、もう今の時代は変えていかないといけない。

○西川委員

それで聞くけど、書類審査委員は農地部会員か、それとも全体でするんですか。前回の案では、農地部会員が書類審査委員になってたんですけども。

○事務局長

当初の統括部会の協議ではそうだったんですが、その後に農地部会の方に、リハーサルを２回させていただきました。その中で、やはりどうしても案件の多い方に偏ってしまいますし、農地部会員に希望されなくなってしまうこともあります。い

ろいろ考えた中で、今まで現地確認は２名で回っておりましたので、その現地確認の方が書類も審査するという形でお願いしたいと思っております。

○男性委員

ということで、具体的には順番に全員が。

○事務局長

２人ですね、はい。

○男性委員

書類審査も。

○事務局長

書類審査は副会長と、あと２人でお願いしたいと思います。

○男性委員

そうなのか。

○事務局長

いや、その点については以前からも皆様と協議を進めながら今に至っております。そういう理解でございます。初めてという話ではございません。

○会長（中川）

今、事務局長がおっしゃったように２回試行をやらせていただいてます。そういう点で、ここはもう重複するからやめましょう、推進委員さんにはもう出してもらわなくてもいいように、負担をかけないようにという一つの関係でしてきました。今言われたように２名の出席を求めて、現地確認等された方について、共に書類審査をしていただくという形を２回目からやらせています。それが一番、この中で現地確認もそのときに合わせて行ったら、毎回何日も行くことないように１回で済むようになる。その担当に当たったときは、現地確認も含めて書類審査も兼ねて１回で済むという形で、現地確認を重ねて一緒にやろうというのは、２回目のときの書類審査のときに副会長も含めて、みんなで相談させていただいた。こうしましょうということで事務局との相談の上でやらせていただいてますので、できるだけ日にちが重ならないように負担かからないようにということです。それで今事務局にもう一回お聞きしたんですけども、ほかの委員さんからもちょっと御意見があったんですけれども、農業委員の負担を少しでも軽くするという一つの言葉があったように、これはどういう意味合いでの発言なのか。本当に農業委員の軽減というものが、今これをやることによって発生するのか。

○事務局長

私どもとしましては、４月の臨時総会を開催した経緯、これも踏まえまして、まずは業務の大幅な見直しとして、事前審査の必要性というものを感じました。ただ、それをすることによって負担というものが広がるために、今の現地確認という部分

での負担軽減を求めているものでございます。どうしても書類審査というものは、これはやっていかなければ円滑な総会運営に支障を来すと、私は考えております。

○会長（中川）

はい。ありがとうございます。先ほど高橋委員もおっしゃってるように、まず時代の流れの中からそういうような一つ一つ新たな取組もしていかなければなりませんし、今の事務局も各方面の知恵をお借りして、いい方向性をと思い発案させていただいてます。一度これも取り組んでいただいて、また修正するとこは修正していって、農業委員または推進委員がそれぞれの役割分担をしっかりと果たせるような流れになっていけるように進めていこうと思っております。その辺も事務局も併せて、これがこれだという決定云々ではないんですけども、一つ新たな２６期のこの農業委員の発想に伴った中で、取り組んでいくという方向性でやっていきたいと思います。ほかの農業委員さんいろいろそれぞれ問題点、いろんな思惑あろうと思いますけども、またこれは常々お聞かせいただいて、変えられるところから変えていき、いい方向に持っていきたいと思っておりますので、一つその辺の皆さん方の御協力と御理解のほう、よろしくお願いしたいと思います。

お時間いろいろ取らせていただきましたが、これについての一括説明も終わりましたので、この辺につきましては終わらせていただきたいと思っております。

これより、時間も長くなりましたので休憩を取らせていただきたいと思っております。１０分ほど休憩時間を取らせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○会長（中川）

それでは、日程11「研修」に入ります。

農業委員会制度および米原市農業委員会の活動計画と活動指針についておよび農地法について、各担当から説明をお願いします。

○事務局

【農業委員会制度についておよび活動計画と活動指針】（資料５より説明）

【農地法第３条について】（資料６より説明）

【農地法第４条、第５条について】（資料７より説明）

○会長（中川）

ただ今、農業委員会制度および米原市農業委員会の活動計画と活動指針についてと、農地法に関する説明がありました。

次に「農業振興地域整備計画について」および「農用地利用集積等促進計画について」、農政課から説明をお願いします。

【農用地利用集積等促進計画について】（資料８、資料９より農政課説明）

○会長（中川）

ありがとうございました。ただ今の研修内容について、何か御質問はありませんか。

農政課担当職員の皆さん、ありがとうございました。御退出ください。

これをもちまして、本日の研修を終了します。

次に日程12「質疑応答」に入ります。本日の臨時総会全体を通しまして、改めて何かご質問やご確認等がありましたら承りますが、いかがでしょうか。

ご質問等もないようですので、続きまして、日程第13「その他」に入ります。

事務局より連絡事項がありますので、説明を求めます。

○事務局長

長時間、お疲れさまでした。事務局より、５点お知らせとお願いを申し上げます。

まず１点目ですが、本日、農地法等に関するテキストを配付いたしました。今後の委員活動の一助として、ぜひご活用いただければ幸いです。

２点目に、８月より、新任の委員様宛に「全国農業新聞」が郵送されます。週１回の発行で、購読料につきましては市の委員会予算にて措置しております。農業情勢に関する貴重な情報源となりますので、ご一読をお願いいたします。

３点目は、広報誌への掲載についてです。９月発行予定の「農業委員会だより」におきまして、委員の皆様の顔写真、氏名、連絡先、および担当区域を掲載させていただく予定です。掲載に当たっては皆様のご了承をいただく必要がございます。地域への周知を目的としたものでございますので、何卒ご理解とご了承を賜りますようお願い申し上げます。

４点目は、「書類審査委員会」の開催についてです。

本日の臨時総会終了後、引き続きこの会場におきまして、「書類審査委員会」を開催いたします。

本日は第１回目の開催となりますので、委員長を務められます髙田副会長、ならびにご協力いただく委員の皆様におかれましては、恐れ入りますが、この後引き続きご出席を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本委員会は、他の委員の皆様におかれましても傍聴いただくことが可能でございます。お時間が許せば、今後の事務手続きの参考として、ぜひご覧いただければ幸いです。

５点目は、米原市農業委員および農地利用最適化推進委員合同会議を７月29日（水）午後１時30分から、米原市役所本庁舎　３階　会議室３ＡＢにて開催いたします。ご多忙中とは存じますが、ご出席賜りますようお願い申し上げます。

以上、事務局からの連絡事項とさせていただきます。

○会長（中川）

委員の皆様、本日は長時間にわたり、誠にお疲れ様でした。

以上をもちまして、本日の全日程を終了いたします。